

北上地区消防組合本部訓令第1号

消防本部

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月4日

北上地区消防組合消防本部

消防長 鈴木和夫

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令
(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程

平成27年3月4日

消本訓令第1号

(総則)

第1条 北上地区消防組合消防職員（以下「職員」という。）の人事評価は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 能力評価及び業績評価を、人事評価記録書を用いて行うことをいう。
- (2) 能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。
- (3) 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。
- (4) 人事評価記録書 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の勤務成績を示すものとして、職位及び職種に応じて別表第1に定める様式をいう。

(被評価者の範囲)

第3条 本規程による人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、一般職の職員とする。ただし、他の地方公共団体等への派遣、研修、その他の事情により本規程による人事評価の実施が困難である職員の評価については、消防長が別に定める。

(1次評価者、2次評価者、確認者)

第4条 人事評価の1次評価者、2次評価者及び確認者は、別表第2のとおりとする。

(評価者研修の実施)

第5条 総務課長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

(人事評価の期間)

第6条 評価期間は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

- (1) 能力評価 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 業績評価 毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで

(人事評価における評語の付与等)

第7条 能力評価に当たっては評価項目ごとに、業績評価に当たっては第2条第3号に規定する目標ごとに、それぞれ評価の結果を表示する記号（以下「個別評語」という。）を付すほか、当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号（以下「全体評語」という。）を付すものとする。

2 能力評語及び全体評語は、5段階とする。

3 能力評語及び全体評語を付す場合において、能力評価にあつては第2条第2号の発揮した能力の程度が、業績評価にあつては同条第3号の目標を達成した程度が、それぞれ通常のものとするときは、中位の段階を付すものとする。

4 能力評価及び業績評価に当たっては、個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するように努めるものとする。

（業務目標の設定）

第8条 1次評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。

（自己申告）

第9条 1次評価者は、人事評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該人事評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、申告を行わせるものとする。

（評価の実施、面談、結果の開示）

第10条 1次評価者は、被評価者について、個別評語及び1次評価者としての全体評語を付すことにより評価（次項に規定する再評価を含む。）を行うものとする。

2 2次評価者は、1次評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、2次評価者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、2次評価者は、当該全体評語を付す前に、1次評価者に再評価を行わせることができる。

3 確認者は、2次評価者による調整について審査を行い、適当でないと認める場合には2次評価者に再調整を行わせた上で、能力評価及び業績評価が適当である旨の確認を行うものとする。

4 1次評価者は、前項の確認を行った後に、被評価者の能力評価及び業績評価の結果を、当該被評価者に開示するものとする。

5 1次評価者は、前項の開示が行われた後に、被評価者と面談を行い、能力評価及び業績評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

6 1次評価者は、被評価者が遠隔の地に勤務していることにより前項の面談により難い

場合には、電話その他の通信手段による交信を行うことにより、同項の面談に代えることができる。

(職員の異動又は併任への対応)

第11条 人事評価の実施に際し、職員が異動した場合又は職員が併任の場合については、評価の引継その他適切な措置を講じることにより対応するものとする。

(人事評価記録書の保管)

第12条 人事評価記録書は、第10条第3項の確認を実施した日の翌日から起算して5年間総務課において保管するものとする。

(人事評価の結果の活用)

第13条 人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

2 評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第14条 第10条第4項の規定に基づき開示された能力評価及び業績評価の結果に関する職員の苦情へ対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続きを設けるものとする。

2 苦情相談は、職員の申出に基づき、総務課長が対応する。

3 苦情処理は、書面による申告に基づき、消防次長が行う。

4 開示された評価結果に関する苦情処理は、当該評価の評価期間につき、1回に限り受け付けるものとする。

5 苦情処理の申出は、能力評価及び業績評価の結果が開示された日若しくは第2項の苦情相談にかかる結果の教示を受けた日の翌日から起算して1週間以内に限り申し出ることができる。

6 消防長は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

7 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知ることができた秘密を保持しなければならない。

(調整会議)

第15条 人事評価制度の円滑な運用や公務能率の向上のために必要な連絡調整を行うため、1次評価者及び2次評価者で構成する連絡調整会議を設けるものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

人事評価記録書(消防士・消防副士長)

評価期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

被評価者 所属: 職名: 氏名:

期末面談 平成 年 月 日

1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
確認者	所属・職名:	氏名:	確認日: 平成 年 月 日

(I 能力評価)

評価項目及び行動／着眼点	自己申告	1次評価者		2次評価者
	(コメント:必要に応じ)	(所見)	(評語)	
<倫理> 1 全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。				
① 責任感 全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組む。				
② 公正性 服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。				
<知識・技術> 2 業務に必要な知識・技術を習得する。				
① 知識習得 業務遂行に必要な知識の習得に努めている。				
② 技術習得 消防活動に必要な技術の習得に努めている。				
<コミュニケーション・協調> 3 上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとるとともに、協調することができる。				
① 指示・指導の理解 上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。				
② 情報の伝達・上司への報告 情報を正確に伝達し、問題が生じたときには速やかに上司に報告をする。				
③ 協調性 上司や同僚に対し、協調性を持って接する。				
④ 住民への対応 住民に対し、親切・適切な対応をする。				
<業務遂行> 4 意欲的に業務に取り組む。				
① 積極性 自分の仕事の範囲を限定することなく、未経験の業務に積極的に取り組む。				
② 正確性 ミスや抜け落ちが生じないよう作業のチェックを行う。				
③ 迅速な作業 迅速な作業を行う。				
④ 粘り強さ 失敗や困難にめげずに仕事を進める。				
<現場活動> 5 隊の一員として活動する。				
① 状況理解 隊長の下命の下、災害状況に応じた消防活動を行うことができる。				
② 活動力 自己の安全を確保し、かつ確実に活動する。				

【全体評語等】

1次評価者	2次評価者
(所見)	(所見)
(全体評語)	(全体評語)

被評価者

所属:

職名:

氏名:

【2 目標以外の業務への取組状況等】

番号	業務内容	自己申告 (目標以外の取組事項、突発事態への対応等)	1次評価者
			(所見)

【3 全体評語等】

1次評価者		2次評価者	
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)

人事評価記録書(消防士長)

評価期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

被評価者 所属: 職名: 氏名:

期末面談 平成 年 月 日

1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
確認者	所属・職名:	氏名:	確認日: 平成 年 月 日

(I 能力評価)

評価項目及び行動/着眼点	自己申告	1次評価者		2次評価者
	(コメント:必要に応じ)	(所見)	(評語)	
<倫理> 1 全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。				
① 責任感	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組む。			
② 公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。			
<知識・技術> 2 業務に必要な知識・技術を習得する。				
① 知識習得	業務遂行に必要な知識を概ね習得している。			
② 技術習得	消防活動に必要な技術を概ね習得している。			
<コミュニケーション・協調> 3 上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとるとともに、協調して物事に当たる。				
① 指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。			
② 情報の伝達・上司への報告	情報を正確に伝達し、問題が生じたときには速やかに上司に報告をする。			
③ 協調性	上司や同僚に対し協調性を持って接し、建設的な姿勢で物事に当たる。			
④ 住民への対応	住民に対し、親切・適切な対応をする。			
<業務遂行> 4 意欲的に業務に取り組みとともに、後輩職員を指導する。				
① 積極性	自分の仕事の範囲を限定することなく、未経験の業務に積極的に取り組む。			
② 正確性	ミスや抜け落ちが生じないよう作業のチェックを行う。			
③ 迅速な作業	迅速な作業を行う。			
④ 後輩指導	後輩に対し、業務の基本事項を指導する。			
<現場活動> 5 主体的に現場活動を行う。				
① 主体性	災害状況に応じて、より効果的な消防活動を主体的に行う。			
② 活動力	知識、技術を発揮し、確実に活動するとともに、現場活動の安全に配慮する。			
【全体評語等】				
	1次評価者	2次評価者		
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)	

人事評価記録書(主任)

評価期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

被評価者 所属: 職名: 氏名:

期末面談 平成 年 月 日

1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
確認者	所属・職名:	氏名:	確認日: 平成 年 月 日

(I 能力評価)

評価項目及び行動/着眼点	自己申告 (コメント:必要に応じ)	1次評価者 (所見) (評語)		2次評価者 (任意)
<倫理> 1 全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。				
① 責任感 全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組む。				
② 公正性 服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。				
<知識・技術> 2 業務に必要な知識・技術を習得する。				
① 知識習得 業務遂行に必要な知識を有している。				
② 技術習得 消防活動に必要な技術を有している。				
<コミュニケーション> 3 上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとるとともに、協調して物事を進める。				
① 指示・指導の理解 上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。				
② 情報の伝達・上司への報告 情報を正確に伝達し、問題が生じたときには速やかに上司に報告をする。				
③ 協調性 上司や同僚と協調し、組織として建設的な方向に物事を進める。				
④ 住民への対応 住民に対し、親切・適切な対応をする。				
<業務遂行> 4 係の中核として確実に業務を遂行するとともに、後輩職員を指導する。				
① 積極性 自分の仕事の範囲を限定することなく、未経験の業務に積極的に取り組む。				
② 確実性 ミスや抜け落ちのない確実な業務を行う。				
③ 計画性 担当業務を計画的に遂行する。				
④ 後輩指導 後輩に対し、業務の実務を指導する。				
<指揮・消防活動(現場活動する職員)> 5 災害現場において、自隊を指揮し、効果的な消防活動を行う。				
① 状況判断 災害状況を把握し、上位階級者の下命又はこれがないときには自らの判断で自隊の活動方針を決定する。				
② 指揮・活動 自隊を指揮し及び自らも消防活動に当たり、成果を挙げることができる。				

【全体評語等】

1次評価者	2次評価者
(所見)	(所見)
(全体評語)	(全体評語)

人事評価記録書(係長級)

評価期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

期末面談 平成 年 月 日

被評価者	所属:	職名:	氏名:
1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
確認者	所属・職名:	氏名:	確認日: 平成 年 月 日

(I 能力評価)

評価項目及び行動／着眼点	自己申告 (コメント:必要に応じ)		1次評価者 (所見) (評語)		2次評価者 (任意)
	<倫理> 1 全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。 ① 責任感 全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組む。 ② 公正性 服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。				
<課題対応> 2 担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応する。 ① 知識・情報収集 担当業務における専門的知識・技術の習得・情報収集を行う。 ② 問題点の把握 新しい課題に対して問題点を的確に把握する。 ③ 対応策の検討 問題の原因を探求して、対応策を考える。					
<説明・協調性> 3 上司・部下等と協力的な関係を構築する。 ① 説明 ポイントを整理し、筋道を立てて分かりやすく住民や関係者に説明する。 ② 協調性 上司・部下や他部局等の担当者と協力的な関係を構築する。					
<業務遂行> 4 計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行する。 ① 計画性 最終期限を意識し、進捗状況を部下や同僚と共有しながら計画的に業務を進める。 ② 正確性 ミスや抜け落ちを生じさせないよう担当業務全体のチェックを行う。 ③ 積極性・粘り強さ より高い成果を目指して積極的に業務に取り組むとともに、困難な状況においても粘り強く仕事を進める。 ④ 部下の育成 部下の育成のため、的確な指示やアドバイスを与え、問題があるときは適切に指導する。					
<指揮・現場活動(現場活動する職員)> 5 災害現場において、出場部隊を指揮し、消防活動を行う。 ① 状況把握 災害状況を的確に把握し、上位階級者を補佐する。 ② 指揮 上位階級者の下命の下又はそれがないときには自ら活動方針を決定し、出場部隊を指揮する。					

【全体評語等】

1次評価者	2次評価者
(所見)	(全体評語) (所見) (全体評語)

人事評価記録書(課長補佐級)

評価期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

被評価者 所属: 職名: 氏名:

期末面談 平成 年 月 日

1次評価者 所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
2次評価者 所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
確認者 所属・職名:	氏名:	確認日: 平成 年 月 日

(I 能力評価)

評価項目及び行動/着眼点	自己申告	1次評価者		2次評価者
	(コメント:必要に応じ)	(所見)	(評語)	(任意)
<倫理> 1 全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課等の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。				
① 責任感 全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課等の課題に責任を持って取り組む。				
② 公正性 服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。				
<企画・立案・課題対応> 2 担当業務について、実務の中核を担う。				
① 問題点の把握 担当業務について、的確に問題点を把握する。				
② 企画力 組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立案・課題対応を行い、実務の中核を担うことができる。				
<判断> 3 自ら処理すべき事案について、適切な判断を行う。				
① 最適な選択 採り得る選択肢の中から、組織の方針や現在の状況を踏まえ最適な選択を行う。				
② 適時の判断 事案の優先順位や全体に与える影響を考慮した上で、速やかに適切な判断を行う。				
<説明・調整> 4 担当業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行う。				
① 折衝・調整 組織方針を実現できるよう関係者と折衝・調整を行う。				
② 適切な説明 担当業務について適切な説明を行う。				
<業務遂行> 5 課の業務の円滑化を図るとともに、効果的かつ効率的に業務を進める。				
① 課内連携 課内の業務遂行状況を常に把握した上で、係等の連携により業務の円滑化を図る。				
② 効率的な業務運営 段取りや手順を整え、効果的かつ効率的に業務を進める。				
<部下の育成・活用> 6 部下の指導・育成を行うとともに、人材を活用する。				
① 能力開発 適切な指導を行い能力開発を促すなど、部下の育成を行う。				
② 人材活用 部下の能力・適性を踏まえ、人材の有効活用を図る。				
<指揮(現場活動する職員)> 7 災害現場において、出場部隊を指揮する。				
① 活動方針 災害状況を的確に把握した上で、具体的な活動方針を決定することができる。				
② 部隊指揮 出場部隊の指揮を行うことにより、成果を挙げることができる。				
【全体評語等】				
	1次評価者	2次評価者		
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)	

人事評価記録書(課長級)

評価期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

被評価者 所属: 職名: 氏名:

期末面談 平成 年 月 日

1次評価者 所属・職名: 氏名: 1次評価記入日: 平成 年 月 日
 2次評価者 所属・職名: 氏名: 2次評価記入日: 平成 年 月 日
 確認者 所属・職名: 氏名: 確認日: 平成 年 月 日

(I 能力評価)

評価項目及び行動／着眼点	自己申告 (コメント・必要に応じ)		1次評価者 (所見)		2次評価者 (評語)	2次評価者 (任意)
	<倫理> 1 全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課等の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。 ① 責任感 全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課等の課題に責任を持って取り組む。 ② 公正性 服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。					
<構想> 2 所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、住民の視点に立って、行政課題に対応するための方針を示す。 ① 状況の構造的把握 複雑な因果関係、錯綜した利害関係など業務とそれを取り巻く状況の全体像を的確に把握する。 ② 基本方針の明示 消防組合や住民の利益を第一に、内外の変化を読み取り、課としての基本的な方針を示す。						
<判断> 3 課等の責任者として、適切な判断を行う。 ① 最適な選択 採り得る戦略・選択肢の中から、進むべき方向性や現在の状況を踏まえ最適な選択を行う。 ② 適時の判断 事案の優先順位や全体に与える影響を考慮し、適切に判断を行い、問題が生じた場合は早期に対応する。						
<説明・調整> 4 所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成する。 ① 信頼関係の構築 円滑な合意形成に資するよう、日頃から対外的な信頼関係を構築する。 ② 折衝・調整 組織方針を実現できるよう関係者と折衝・調整を行う。 ③ 適切な説明 所管行政について適切な説明を行う。						
<業務運営> 5 コスト意識を持って効率的に業務を進めるとともに、職員の健康管理に配慮した労務管理を行う。 ① 効率的な業務運営 業務の目的と求められる成果水準を踏まえ、超過勤務の縮減、経費の節減等時間や労力の面から効率的に業務を進める。 ② 労務管理 職員の心身の健康に配慮した適正な労務管理を行う。						
<組織統率・人材育成> 6 適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行う。 ① 業務配分 課題の重要性や部下の役割・能力を踏まえて、組織の中で適切に業務を配分する。 ② 進捗管理 情報の共有や部下の仕事の進捗状況の把握を行い、的確な指示を行うことにより業務を完遂に導く。 ③ 能力開発 部下のコンディションに配慮するとともに、適切な指導を行い能力開発を促すなど、部下の力を引き出す。						
<指揮(現場活動する職員)> 7 災害現場において、的確に指揮する。 ① 活動方針 災害状況を的確に把握した上で、自ら活動方針を決定する。 ② 部隊指揮 全部隊の統括的な指揮を行うことにより、成果を挙げることができる。						
【全体評語等】						
1次評価者			2次評価者			
(所見)			(全体評語)	(所見)		(全体評語)

別表第2（第4条関係）

	被評価者	1次評価者	2次評価者	確認者
本部	消防長	副管理者	管理者	管理者
	消防次長	消防長	副管理者	管理者
	課長、室長	消防次長	消防長	消防長
	補佐以下の課員又は室員 ただし、次の者を除く。 ① 消防署の係長の職にある者 ② 総務課兼務の者 ③ 予防課・警防課兼務の消防副 士長以下の者	課長又は室長	消防次長	消防長
消防署	署長	消防次長	消防長	消防長
	副署長、当直部長、係長	署長	消防次長	消防長
	主任、消防司令補	副署長	署長	消防長
	消防士長以下の署員	当直部長	署長	消防長
分署	分署長	署長	消防次長	消防長
	副分署長以下の分署員	分署長	署長	消防長
出張所	出張所長	署長	消防次長	消防長
	所員	出張所長	署長	消防長

注意事項

この表については、当分の間、次のように取り扱うこととします。

- 1 1次評価者は、必要に応じて補助者を置くことができる。
- 2 補助者は、1次評価者の求めに応じ評価を補助します。
- 3 署と本部を兼務している職員にあっては、署と本部ごとに評価を行うこと。ただし、署の係長、消防副士長以下の職員等は除くものとします。
- 4 評価者が必要と認めるときは、被評価者の上司に意見を求めることができる。
- 5 次に掲げる者の人事評価は、別に定めることとします。
 - (1) 外部機関に派遣されている職員
 - (2) 採用後1年未満の職員